

22監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成22年2月8日

福岡市監査委員	石川浩二郎
同	中山郁美
同	石井幸充
同	大松健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）
- (2) 財団法人福岡市文化芸術振興財団（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会（事務監査）
- (4) 株式会社福岡ソフトリサーチパーク（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 社団法人福岡市保育協会（事務監査）
- (2) 特定非営利活動法人アジア太平洋こども会議・イン福岡（事務監査）
- (3) 福岡市立学校職員互助組合（事務監査）

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）
- (2) 西鉄ビルマネージメント株式会社（事務監査）
- (3) 西部ガス興商株式会社（事務監査）
- (4) Camp Rising Sun in 今宿（事務監査）
- (5) 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区東公園8番2号

イ 基本財産 1億円（平成21年7月1日現在）

ウ 設立年月日 平成6年7月1日

エ 設立の目的 福岡市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 各種スポーツの振興事業

(イ) 各種スポーツの情報の収集及び提供事業

(ウ) 各種スポーツに関する調査及び研究事業

(エ) 福岡市から委託を受けて行う各種スポーツの振興事業

- (オ) 福岡市から指定を受けて行うスポーツ施設の管理運営事業
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員16人、職員95人(平成21年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、管理運営費等の助成として平成20年度に2億9,888万8,693円の補助金を交付するとともに、地域スポーツ振興事業等の委託を行い、その委託料総額は1億4,404万9,347円となっている。また、福岡市民体育館及び福岡市立地区体育施設等の指定管理者であることから、平成20年度に16億4,484万7,605円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は19人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年10月から同21年10月まで

実施期間 平成21年8月31日から同年10月14日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人福岡市文化芸術振興財団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区中洲中島町3番10号

イ 基本財産 2億円(平成21年7月1日現在)

ウ 設立年月日 平成11年3月1日

エ 設立の目的 市民の文化活動の振興に関する事業を行い、もって市民の充実した生活の実現と薫り高い市民文化の創造に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 市民文化の振興に関する事業

(イ) 文化芸術活動者の支援・育成に関する事業

(ウ) 国内外との文化交流の促進に関する事業

(エ) 文化普及、広報事業の推進に関する事業

(オ) 福岡市の依頼による文化芸術事業の受託に関する事業

(カ) 福岡市の依頼による文化施設の管理及び運営の受託に関する事業

(キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員18人、職員19人(平成21年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、文化振興及び普及事業費等のため、平成20年度に2億9,835万8,681円の補助金を交付するとともに、総額6億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は10人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年10月から同21年9月まで

実施期間 平成21年8月31日から同年9月29日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号

イ 基本財産 1,000万円(平成21年7月1日現在)

ウ 設立年月日 昭和50年8月8日

エ 設立の目的 福岡市の中小企業の振興発展に寄与するため、中小企業の雇用促進、従業員の定着性向上及び中小企業従業員の福利厚生の上充実を図ることを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 中小企業従業員のための福利厚生事業
(イ) 中小企業に関する研究会・講習会の開催及び情報の提供
(ウ) その他設立目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員11人、職員5人(平成21年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。
なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は4人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年1月から同21年10月まで

実施期間 平成21年9月3日から同年10月5日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 株式会社福岡ソフトリサーチパーク

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目1番22号

イ 資本金 69億2,800万円(平成21年7月1日現在)

ウ 設立年月日 平成3年9月30日

エ 設立の目的 情報産業の育成を支援するとともに、関連の技術及び情報の交流等の促進を図り、もって情報産業の振興に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) コンピュータ関連技術に係わる研究開発を行う法人または個人に対する投資及び融資の斡旋並びに技術、経営、販売、財務に関する指導及び情報の提供

(イ) コンピュータ関連技術に係わる製品、商品の展示会の企画、誘致及び開催

(ウ) 国際、国内会議の企画、誘致及び開催

(エ) 経済、科学、経営、文化等に関する各種研修会の企画、誘致及び開催

(オ) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理及び運営

(カ) 旅行業代理店業、広告代理業、運送代理店業、貨物運送取扱業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(キ) 前各号に附帯する一切の業務

カ 役員及び職員数 役員17人、職員12人(平成21年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち32億7,000万円(出資率47.2%)を出資している。
また、公共施設案内・予約システム運用業務等の委託を行い、その委託料総額は平成20年度において5,585万7,900円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年12月から同21年9月まで

実施期間 平成21年9月3日から同年9月29日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社団法人福岡市保育協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和59年9月7日

ウ 設立の目的 福岡市内における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の児童福祉施設として設置認可を受けた民間の保育所の振興と円滑な運営を図り、もって児童福祉法の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 民間保育所の保育事業に関する調査研究及び啓もう
(イ) 民間保育所の施設長及び職員の研修、指導及び処遇改善
(ウ) 民間保育所の施設の整備及び改善
(エ) 関係公共団体及び社会福祉団体との連絡調整
(オ) 関係社会福祉団体への助成
(カ) その他、目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員20人、職員6人(平成21年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、運営費の助成として平成20年度に12億4,801万1,580円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年1月から同21年9月まで

実施期間 平成21年9月18日から同年9月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 特定非営利活動法人アジア太平洋こども会議・イン福岡

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番1号

イ 設立年月日 平成14年2月1日

ウ 設立の目的 アジア太平洋諸国・地域のこども達に対して、交流促進への支援などに関する事業を行い、アジア太平洋諸国・地域のこども達が国や地域について考察し、言葉や文化、政治、宗教の違いを越えて友情を育み、相互理解を促進し、OMO I Y A R Iをもった青少年の育成に寄与する。これらの活動を行うことで、世界平和と共生を実現させることを目的とする。

エ 事業内容 (ア) アジア太平洋諸国・地域のこども達の交流促進への派遣事業
(イ) アジア太平洋諸国・地域のこども達の交流促進に対する招聘事業
(ウ) 日本のこども達(小学校4,5年対象)の育成事業
(エ) 過去の参加者をつなぐネットワーク事業(ブリッジクラブ事業)
(オ) アジア太平洋諸国・地域のこども達の交流促進のための文化、芸術またはスポーツ大会などの交流事業
(カ) 国際感覚あふれるボランティアグループのための教育、講演会などの情報提供事業
(キ) 国際感覚あふれる青少年の育成のための教育、講演会などの情報提供事業
(ク) ボランティア活動が根付いたまちづくりの推進を図るため、教育機関と連携したボランティアの育成事業
(ケ) Tシャツなどの物品販売・イベントなどによるチャリティ事業

オ 役員及び職員数 役員 20 人，職員 8 人（平成 21 年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，運営費の助成として平成20年度に6,250万円の補助金を交付している。
なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 17 年 1 月から同 21 年 10 月まで

実施期間 平成 21 年 10 月 6 日から同年 10 月 9 日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

3 福岡市立学校職員互助組合

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

イ 設立年月日 昭和31年 7 月 1 日

ウ 設立の目的 福岡市立学校職員は，福利厚生を増進及び研修による資質向上を
互助することを目的とし，福岡市立学校職員互助組合を組織する。

エ 事業内容 (ア) 療養見舞金，死亡弔慰金及び入学祝金等の給付

(イ) 研究研修のために要する費用の貸付

(ウ) 研修による資質向上に関する事業

(エ) 団体生命保険取扱に関する事業

(オ) 教職員相談室に関する事業

(カ) その他福利厚生に関する事業

オ 役員及び職員数 役員15人，職員 5 人（平成21年 7 月 1 日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，運営費の助成として平成 20 年度に 1 億 4,434 万 4,296 円の補助金を交
付している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年 9 月から同21年 9 月まで

実施期間 平成21年 9 月17日から同年 9 月24日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は，公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし
て，抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに，関係者から説明を聴取し，必要に
応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市博多区東公園 8 番 2 号

(2) 監査に係る公の施設

ア 東体育館

(ア) 所在地 福岡東区香住ヶ丘一丁目

(イ) 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日まで

平成 21 年 4 月 1 日から同 24 年 3 月 31 日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地上 3 階（一部 4 階建）

敷地面積 4,900 m² 延床面積 4,542 m²

(オ) 設置年月日 昭和 55 年 12 月 21 日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

イ 中央体育館

- (ア) 所在地 福岡市中央区赤坂二丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建
敷地面積 4,900 m² 延床面積 4,442 m²
- (オ) 設置年月日 昭和58年2月13日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- ウ 城南体育館
- (ア) 所在地 福岡市城南区別府六丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建
敷地面積 5,091 m² 延床面積 4,719 m²
- (オ) 設置年月日 昭和63年8月6日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- エ 早良体育館
- (ア) 所在地 福岡市早良区四箇六丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地上3階（一部4階建）
敷地面積 7,486 m² 延床面積 5,456 m²
- (オ) 設置年月日 平成7年7月15日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- オ 西体育館
- (ア) 所在地 福岡市西区拾六町一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建
敷地面積 6,582 m² 延床面積 5,234 m²
- (オ) 設置年月日 平成6年1月29日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- カ 福岡市ももち体育館
- (ア) 所在地 福岡市早良区百道二丁目
- (イ) 指定期間 平成19年7月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地上2階（一部3階建）
敷地面積 1,758 m² 延床面積 3,200 m²
- (オ) 設置年月日 平成19年7月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において4億3,600万となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成19年10月から同21年10月まで

実施期間 平成21年8月31日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 西鉄ビルマネジメント株式会社

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市中央区今泉一丁目12番23号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立早良市民プール及び城南市民プール

(ア) 所在地 福岡市立早良市民プール 福岡市早良区曙一丁目
福岡市立城南市民プール 福岡市城南区片江一丁目

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容

福岡市立早良市民プール

施設規模 鉄筋コンクリート造地上2階建
屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース),
屋外プール(幼児用プール)

施設面積 7,051 m² 延床面積 1,933 m²

福岡市立城南市民プール

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建
屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース),
幼児プール, 屋外プール(幼児用プール)

施設面積 6,481 m² 延床面積 2,506 m²

(オ) 開設年月日 福岡市立早良市民プール 昭和49年2月17日

福岡市立城南市民プール 平成6年1月21日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市産学連携交流センター

(ア) 所在地 福岡市西区大字元岡

(イ) 指定期間 平成20年4月1日から同23年3月31日まで

(ウ) 所管局 経済振興局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨コンクリート造地上2階建

(1階)基幹研究室, 交流ホール, 事務室等
(2階)レンタルラボ(新事業実験室), レンタルオフィス
(新事業事務室), 交流スペース, 商談室等

施設面積 4,000 m² 延床面積 2,417 m²

(オ) 開設年月日 平成20年4月1日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

ウ 福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場

(ア) 所在地 天神 福岡市中央区天神二丁目
天神路上 福岡市中央区天神一～五丁目, 大名二丁目

天神南駅 福岡市中央区渡辺通五丁目

天神中央公園 福岡市中央区天神一丁目

長浜公園 福岡市中央区舞鶴一丁目

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

(ウ) 所管局 中央区役所

(エ) 施設内容

天神 施設規模 地下2層, 駐輪ラック・コンベア

施設面積 1,132 m² 収容台数 1,502台

天神路上 施設規模 平面, 自動精算式駐輪機・機械式駐輪機

	施設面積	915 m ²	収容台数	1,867 台
天神南駅	施設規模	平面, 管理棟・屋根・自動精算式駐輪機		
	施設面積	142 m ²	収容台数	68 台
天神中央公園	施設規模	平面, 自動精算式駐輪機		
	施設面積	480 m ²	収容台数	400 台
長浜公園	施設規模	平面, 機械式駐輪機・自動精算式駐輪機		
	施設面積	71 m ²	収容台数	72 台

- (オ) 開設年月日
- | | |
|--------|------------|
| 天神 | 平成3年1月10日 |
| 天神路上 | 平成12年3月1日 |
| 天神南駅 | 平成17年2月1日 |
| 天神中央公園 | 平成18年7月18日 |
| 長浜公園 | 平成18年7月18日 |

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において福岡市立早良市民プール及び城南市民プール1億7,109万4,000円並びに平成20年度において福岡市産学連携交流センター2,272万2,000円、福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場5,487万7,511円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年10月まで

実施期間 平成21年9月18日から同年10月16日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 下記のとおり注意, 改善を要する事項等が見受けられた。

ア 公の施設の管理運営業務について適正な事務処理を求めるもの

指定管理制度による公の施設の管理を行う場合, 指定管理者は, 法令, 条例, 規則並びに基本協定書に則り, 適正に義務を履行しなければならない。しかしながら, 福岡市立城南市民プール管理運営業務及び福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において, 次のような事例が見受けられた。

今後, 公の施設の管理運営業務に当たっては, 本市との協定に則り, 適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- (イ) 福岡市立城南市民プール管理運営業務において, 臨時に休館日を設けるときは, 福岡市立地区体育施設条例施行規則等に基づき, 市長の承認を得なければならないと定められているにもかかわらず, 市長の承認を得ないまま臨時休館していた。また, 臨時休館日を利用者に広報周知させる必要があったが, 広報周知も行われていなかった。

- (ロ) 福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において, 「福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る基本協定書」では, 管理運営業務の執行については, その経理を他の業務と区別し, 常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず, 総勘定元帳や支出伝票等が指定管理業務以外と区分されておらず不適切な事務処理となっていた。

(西鉄ビルマネジメント株式会社)

イ 指定管理者に対して基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理制度による公の施設の管理を行う場合, 指定管理者は, 法令, 条例, 規則並びに基本協定書に則り, 適正に義務を履行しなければならない。しかしな

がら、中央区が所管する福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において、「福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る基本協定書」では、管理運営業務の執行については、その経理を他の業務と区別し、常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず、総勘定元帳や支出伝票等が指定管理業務以外と区分されておらず不適切な事務処理となっていた。

今後、基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。

(中央区役所自転車対策推進課)

3 西部ガス興商株式会社

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市博多区千代一丁目 17 番 1 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市千代音楽・演劇練習場(愛称：パピオ・ビールーム)

ア 所在地 福岡市博多区千代一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同26年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階、地下2階建のうち地下1, 2階部分

(地下1階)小練習場8室, 中練習場6室, 楽器庫7庫, 大道具室, 会議室, 事務室, 倉庫, 更衣室等

(地下2階)大練習室1室

施設面積 建築面積 3,151 m², 延床面積 2,612 m²

オ 開設年月日 平成3年10月23日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成20年度において9,020万7,252円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年9月から同21年9月まで

実施期間 平成21年9月7日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 Camp Rising Sun in 今宿

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市博多区千代一丁目 17 番 1 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立今宿野外活動センター

ア 所在地 福岡市西区今宿上ノ原

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

平成21年4月1日から同26年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設規模 セントラルロッジ(本館), 体育館, キャンプセンター, 固定テント(8張), 野外調理場(2箇所), (5棟), 営火場(4箇所)等

敷地面積 330,677m² 施設面積 延床面積2,553m²

オ 開設年月日 昭和47年11月26日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成 20 年度において 4,610 万 9,000 円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年10月から同21年10月まで

実施期間 平成21年9月28日から同年10月2日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市中央区警固二丁目2番4-501号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立母子福祉センター

ア 所在地 福岡市中央区大手門二丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

ウ 所管局 こども未来局

エ 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造地上3階、地下1階建
施設面積 1,390.53㎡

オ 開館年月日 昭和60年10月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成 20 年度において 5,464 万 7,429 円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年10月まで

実施期間 平成21年10月1日から同年10月5日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。